

平成 24 年 12 月 27 日

浪江町 産業・賠償対策課 御中

東京電力株式会社
福島補償相談センター



浪江町住民説明会（H24. 11. 2 南相馬市民文化会館ゆめはっと）における
質問事項に対するご回答について

このたびの福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所における事故により、被害をうけられた浪江町の皆さまはもとより、広く社会の皆さまにご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

過日開催されました浪江町住民説明会でのご質問につきまして、以下のとおりご回答させていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【ご質問事項】

東電は加害者であるから「見舞金」を支払うという考えはないのか。被害を与えたという意識と誠意があるなら見舞金があつて当然であろう。

【ご回答】

当社は、原子力損害賠償紛争審査会から出されております中間指針および第二次追補の内容を踏まえ、皆さまが被られた実際の損害（精神的損害を含む）に対して賠償をさせていただいておりますので、別途見舞金をお支払いすることにつきましては、大変申し訳ございませんがご容赦いただければと存じます。

以上